

会議結果報告書

会議の名称	平成 27 年度第 1 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	平成 27 年 5 月 8 日（木）14：00～16：00 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 4 名/7 名中	齋藤寛子、品川ひろみ、三井有希子、山田暁子 <div style="text-align: right;">（敬称略）</div>
傍聴者数	なし

議事	概要
1. 幼保連携型認定こども園の認可について（審議内容非公開）	幼保連携型認定こども園の審査基準が適正なものであること、また、事業者からの整備計画に対する札幌市の予備審査結果については、設置認可申請時点において事業計画通りになっており、また、職員定数について認可基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であることを、部会出席委員全員が承認した。
2. 保育所の整備計画について（審議内容非公開）	保育所の増改築及び改築における事業者からの整備計画に対する札幌市の予備審査結果については、整備計画通りに進捗することを札幌市において確認することを条件に、適正であることを部会出席委員全員が承認した。
3. 幼保連携型認定こども園及び認可保育所増改築等の個別審査基準について	<p>【事務局の説明内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需給計画や予算の範囲を超えた数の整備希望者があった場合に、整備計画の内容を得点化し、優劣をつける必要があることから、個別審査基準としてあらかじめ配点基準を定めたい。 <p><幼保連携型認定こども園に係る個別審査基準></p> <p>○資料 2 に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目 1 の「事業計画との整合性」については、どれだけ定員数を増やすことができるかといった「需給計画への寄与度」などの小項目を設け、20 点満点としている。 ・項目 2 の「欠格事由」については、そもそも欠格事由に該当する場合は認可することができないため、配点していない。 ・項目 3 の「設備」については、「安全性への配慮」や「保育室面積の余裕具合」などの小項目を設け、20 点満点としている。 ・項目 4 の「運営」については、「子育て支援事業の実施状況」などの小項目を設け、20 点満点としている。 ・項目 5 の「資金計画」については、「借入金の割合」などの小項目を設け、20 点満点としている。 ・項目 6 の「設置主体の事業実績」については、既設法人であれば「過去に指導監査において指摘を受けているか」、新設法人であれば「事務体制が整っているか」という小項目を設け、10 点満点としている。

・項目7の「準備状況」については、「法人の議決機関における整備計画に対する審議状況」という小項目を設け、10点満点としている。

<認可保育所の増改築等に係る個別審査基準>

○資料4に基づき説明

- ・従前の審査機関であった「札幌市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」等で用いていた個別審査基準を修正したもの。
- ・項目1の「各種保健福祉計画等との整合性」については、児童の安全確保の観点から、改築しようとする施設の経過年数に関する項目の配点を厚くするほか、環境に配慮した設備を導入する場合の項目を新設するなどの修正を行った。
- ・項目2の「設置地域における当該施設の必要性」については、改築しようとする施設の入所者数や待機児童数が多いほど得点が高くなるよう修正を行った。
- ・項目3の「用地の確保状況」については、屋外遊戯場の確保状況に関する項目を新設するなどの修正を行った。
- ・項目4の「施設計画の基本プラン」については、大きな修正は行っていない。
- ・項目5の「資金計画」については、審査基準の修正は行っていないが、配点を20点から10点に引き下げ、その分を項目1に配分した。
- ・項目6の「設置主体の事業実績」、項目7の「設置主体の役員構成」及び項目8の「準備状況」については、大きな修正は行っていない。

【委員からの質問と事務局の回答】

○【委員質問】 幼保連携型認定こども園の個別審査基準について、保育室の面積などのハード面や資金面での基準は定められているが、児童の安全管理や保育の質といった面や職員配置といった面での基準を定めることはできないのか。

【事務局回答】 職員配置については、認定こども園整備により定員数の増加に伴い、これに対応するための職員採用については、正式に整備計画が承認されてからとなる。したがって、職員配置について基準を定めるのは難しいと考える。

児童の安全管理や保育の質の面については、検討させていただき、修正したものをお諮りする。

○【委員質問】 幼保連携型認定こども園の個別審査基準には、子育て支援事業に関する項目が定められているが、保育所には定められていない。保育所では子育て支援事業は行われていないということか。

【事務局回答】 認定こども園の機能として、児童の教育・保育だけではなく、子育て支援事業を実施することが法定されている。認可保育所については、法定されていないが、実施している保育所もある。

	<p>【審議結果】</p> <p>認可保育所の増改築等に係る個別審査基準については、事務局提案どおりに承認する。</p> <p>幼保連携型認定こども園に係る個別審査基準については、児童の安全管理や保育の質に係る審査項目を盛り込むことを事務局において検討した後、再度審議することとする。</p>
<p>4. 保育所等における職員配置基準の改正について（報告事項）</p>	<p>【事務局の説明内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における職員の配置基準については、国の基準を元に札幌市が条例で定めている。 ・このたび、これに関する国の基準が改正となったことから、札幌市が定める条例についても改正しようとするもの。 ・改正内容は、保育士の算定において、「保健師又は看護師」を1人に限り保育士としてみなすことができるとされていたところであるが、「保健師、看護師又は准看護師」を1人に限り保育士としてみなすことができるとされた。 ・これまでの保健師及び看護師と同様に、准看護師も保育士とみなすことにより、特に体調の変化に注意を払う必要のある乳児への対応などについて、専門知識を生かしながら児童の健康と安全管理に寄与することが期待できるため、札幌市においても国基準どおりに改正するもの。 ・条例の改正を第3回定例会市議会に提案し、議決されれば、公布日から施行したい。 <p>【委員からの質問と事務局の回答】</p> <p>○ 【委員質問】 保育士とみなすことができる数は、各職種につき1人ずつではなく、施設全体で1人という理解でよいか。</p> <p>【事務局回答】 そのとおりである。</p>